

予防接種を受ける前によくお読みください。

風しんの第5期予防接種を受けるにあたっての説明

★風しんの第5期の定期接種は、風しん抗体検査を行った結果、十分な抗体を有していないと判断された方に対し、乾燥弱毒生麻疹風しん混合ワクチンを使用します。

1. 風疹について

風疹ウイルスの飛沫感染において起こる病気です。潜伏期間は2～3週間です。軽いかぜ症状ではじまり、発疹、発熱、後頸部リンパ節腫脹などが主症状です。その他、眼球結膜の充血もみられます。発疹も熱も約3日間でおさまりますので、「三日はしか」とも呼ばれています。

大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向があります。

合併症として、血小板減少性紫斑病(3,000人～5,000人に1人)や脳炎(4,000人～6,000人に1人)などが報告されており軽視できない疾患です。

妊娠初期の女性が風しんにかかると、胎児が風しんに感染し、難聴、白内障、心疾患や身体発達の遅れなどの障害を持った先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。

2. 麻疹、風疹混合ワクチンについて

弱毒化した麻疹ウイルスと風疹ウイルスを混合した生ワクチンです。

ワクチンの効果は高く、接種した方の95%以上は生涯有効な免疫力を獲得すると言われています。

3. 風しん第5期予防接種の対象・回数・期間

風しん第5期の対象は昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性(風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められたる者を除く)に対して1回行います。

2022年3月31日までの期間に限り定期接種の対象者となります。接種には住民票のある市町村が発行する有効期限内のクーポン券が必要です。

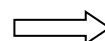
4. 副反応について

接種後、5～14日後に20%の人に37.5℃以上の発熱をみます。また10～20%に発疹を生じます。時には熱性けいれん(200人～300人に1人)をきたすことがあります。その他、非常に稀ですが急性の脳炎・脳症(100～150万人に1人以下)、慢性進行性の脳炎(100万人に1人以下)を起こすことがあります。

また、アナフィラキシー様症状を起こすこともあり、接種部位の発疹・腫れ・じんましんや全身、四肢の一部に発疹を生じたり、時にはショック状態を引き起こすこともあります。

5. 予防接種を受ける前に

- ① 体の調子に注意して、熱はないか、かぜ、下痢、その他の病気にかかっていないか、普段と違ったところはないかなど健康状態をよく確かめ、健康なときのみ受けてください。
- ② 本説明を読み(詳しくは厚生労働省のホームページ等において確認ください)予防接種の効果や副反応、および※予防接種健康被害救済制度などについて理解したうえで、接種に同意したときに限り、接種を行います。



- ③ 予防接種は、その病気にの免疫を高めかからないことを目的としていますが、体質、その時の体調などによって免疫ができないこともあります。
- ④病気などで治療中の方は担当医師とよく相談の上十分に納得した上で接種を受けましょう。

6.受けてはいけない場合

- ① 明らかに発熱している方(通常37.5℃以上)。
- ② 重い急性疾患にかかっている方
- ③ このワクチンの成分によってアナフィラキシー症状を起こしたことがある方。(通常30分以内に起こるアレルギー反応で、発汗、発疹、吐き気、嘔吐、呼吸困難などの症状)
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患がある方および免疫抑制をきたす治療を受けている方。
- ⑤ その他、かかりつけの医師に予防接種を受けることが不適當な状態といわれた方。

7.接種後について

予防接種を受けたあとは次の事項をまもりましょう。

- ① 接種部位はアレルギー反応を局所に留めるために、もまずに、接種後30分以上様子を見て医療機関から出るようにしましょう。
- ② 接種数日から1週間は発熱などの副反応に注意しましょう。
- ③ 接種した当日は、普段の生活で過ごして構いませんが、激しい運動等は避けましょう。
- ④ 健康状態を十分に注意して、高熱、けいれん、おう吐などの異常な症状が現れたときは、すみやかに医師の診察を受けるとともに、そのことを保健福祉課健康介護グループにお知らせください。
- ⑤ このワクチンの接種後、違うワクチンを接種する場合は、4週間(27日)以上間隔をあけて受けてください。

※予防接種救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児療育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 予防接種法に基づかない接種(任意予防接種)で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一(医療費・医療手当・葬祭料については同等程度)となっています。

- ご心配な点、ご質問などありましたら、あらかじめかかりつけ医、または土幌町役場保健福祉課健康介護グループまでご相談ください。

土幌町字土幌西2線167番地 土幌町総合福祉センター

執務時間 土日祝祭日を除く月～金 8:30～17:15 電話(01564)5-2108